

12. 2. 12

1429

- 三、現在ノ雇、夜交代ヲ半夜交代セラレタシ
四、社宅内ノ賣店ノ賣上價格ヲ市中、値段ヨリ一
五、割乃至二割程度安クメラレタシ
六、職工待遇ヲ改善セラレタシ
但シ工場法適用セラレタキユト
例ハ疾癥退社、場合、如シ

3

精勤第399一號

大正十二年三月七日

大阪府知事 井上孝哉

外務大臣 水野鍊太郎殿
内務省社会局長官殿
農林省税監 赤池濃殿
京都兵庫各府縣長官殿
大阪地方裁判所検事正殿

三国紡績株式會社 佐々木
常勤事務員付

(第二報)

A
脱出女工ノ衣服ヲ取生入為シト称シ昨六日前
土時復男女工約五百名力裏門ヨリ工場内之闖入
シ喧騒ケルニ付急遽市内各警察署ヨリ應接